

関係府省提出資料

重点	ヒアリング事項	府省	ページ
16	公立大学法人による出資範囲の拡大	総務省 文部科学省 経済産業省	1
18	家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること	農林水産省	17
21	建設機械抵当法に基づく建設機械への打刻制度の見直し	国土交通省	23
23	特定都市河川に係る標識の設置の基準を都道府県等の条例で定めることの見直し	国土交通省	27
13	民生委員・児童委員の選任要件の見直し	こども家庭庁 厚生労働省	35
3	戸籍情報連携システムの利用対象事務及び利用対象者の拡大	総務省 法務省	42

地方分権提案 提案募集検討専門部会 御説明資料



総務省

令和6年7月22日（月）

総務省自治財政局財務調査課

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の概要

目的

公共上の見地から地域において確実に実施される必要がある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施を確保できない事務・事業を地方独立行政法人に担わせることにより、住民の生活の安定、地域社会及び地域経済の発展に資すること。

制度の基本理念

- 目標による業績管理** : 中期目標・中期計画・年度計画に基づき、計画的に業務を運営
- 適正な業務実績の評価** : 中期目標に基づいて評価委員会が法人の業務実績を定期的に評価し、必要に応じて法人に勧告することにより、PDCAサイクルを確立
- 業績主義の人事管理** : 法人の業務実績、職員の業績を反映した職員の給与の仕組み等を確立
- 財務運営の弾力化等** : 原則として企業会計原則による業務運営、使途制限のない運営費交付金の財源措置
- 積極的な情報公開** : 中期目標、業務実績、評価結果、財務諸表等を積極的に公開

業務の特性を踏まえた法人の分類

地方独立行政法人 : 試験研究、社会福祉事業、公共施設の設置・管理を行う法人

公立大学法人 : 大学等の設置・管理を行う法人
学長の任命等に関する特例が設けられている

公営企業型地方独立行政法人 : 地方公営企業に相当する事業を行う法人
財務運営に関する特例が設けられている

: 市町村の長等に対する申請、届出等に関する事務であって定型的なもの（申請等関係事務）を処理する法人（平成30年4月1日施行）

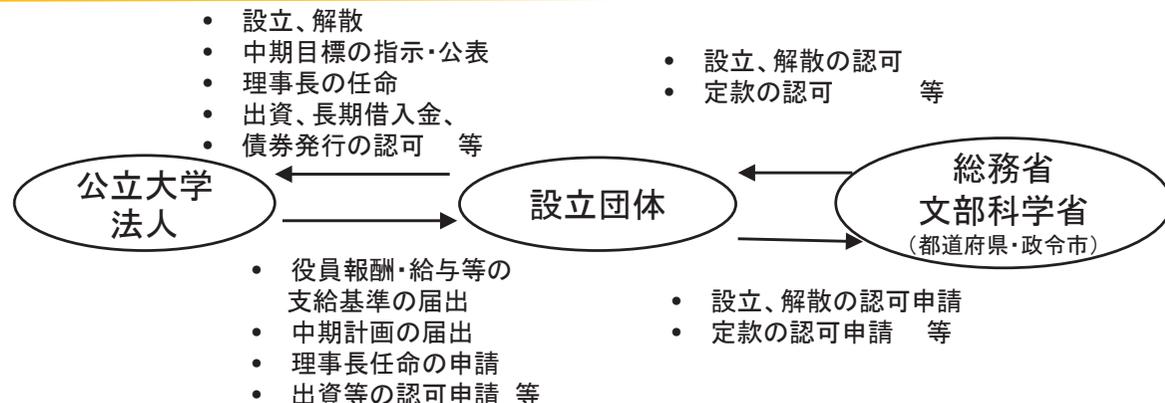
対象業務

- 試験研究 (11法人)
- 公立大学の設置・管理 (84法人)**
- 公営企業相当事業 (66法人)
- 社会福祉事業 (1法人)
- 公共的施設の設置・管理 (なし)
- 窓口 (1法人)

※カッコ内は令和5年4月1日現在の法人数（計165法人）

※公務員型・非公務員型の2つの類型が存在（公務員型は5法人）

公立大学法人と設立団体（地方公共団体）との関係



公立大学法人一覧(令和6年4月1日現在)

黄色セルは今回の要望の提案団体

	法人名	設置団体
1	公立大学法人旭川市立大学	旭川市
2	北海道公立大学法人札幌医科大学	北海道
3	公立大学法人釧路公立大学	釧路公立大学事務組合
4	公立大学法人公立はこだて未来大学	函館圏公立大学広域連合
5	公立大学法人札幌市立大学	札幌市
6	公立大学法人公立千歳科学技術大学	千歳市
7	公立大学法人青森県立保健大学	青森県
8	公立大学法人青森公立大学	青森市
9	公立大学法人岩手県立大学	岩手県
10	公立大学法人宮城大学	宮城県
11	公立大学法人秋田県立大学	秋田県
12	公立大学法人国際教養大学	
13	公立大学法人秋田公立美術大学	秋田市
14	公立大学法人山形県立保健医療大学	山形県
15	山形県公立大学法人	
	山形県立米沢栄養大学	
16	公立大学法人福島県立医科大学	福島県
17	公立大学法人会津大学	
18	群馬県公立大学法人	群馬県
	群馬県立女子大学	
	群馬県立県民健康科学大学	
19	公立大学法人高崎経済大学	高崎市
20	公立大学法人前橋工科大学	前橋市
21	公立大学法人埼玉県立大学	埼玉県
22	東京都公立大学法人	東京都
	東京都立大学	
	東京都立産業技術大学院大学	

	法人名	設置団体
23	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学	神奈川県
24	公立大学法人横浜市立大学	横浜市
25	公立大学法人新潟県立看護大学	新潟県
26	公立大学法人新潟県立大学	
27	公立大学法人三条市立大学	三条市
28	公立大学法人長岡造形大学	長岡市
29	公立大学法人山梨県立大学	山梨県
30	公立大学法人都留文科大学	都留市
31	公立大学法人長野県立大学	長野県
32	公立大学法人長野大学	上田市
33	公立大学法人公立諏訪東京理科大学	諏訪広域公立大学事務組合
34	公立大学法人富山県立大学	富山県
35	石川県公立大学法人	石川県
	石川県立看護大学	
	石川県立大学	
36	公立大学法人金沢美術工芸大学	金沢市
37	公立大学法人公立小松大学	小松市
38	公立大学法人福井県立大学	福井県
39	公立大学法人敦賀市立看護大学	敦賀市
40	公立大学法人岐阜県立看護大学	岐阜県
41	静岡県公立大学法人	静岡県
	静岡県立大学	
42	公立大学法人静岡文化芸術大学	
43	公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学	
44	愛知県公立大学法人	愛知県
	愛知県立大学	
	愛知県立芸術大学	

3

公立大学法人一覽(令和6年4月1日現在)

黄色セルは今回の要望の提案団体

	法人名	設置団体
45	公立大学法人名古屋市立大学	名古屋市
46	公立大学法人三重県立看護大学	三重県
47	公立大学法人滋賀県立大学	滋賀県
48	京都府公立大学法人	京都府
	京都府立大学	
	京都府立医科大学	
49	公立大学法人京都市立芸術大学	京都市
50	公立大学法人福知山公立大学	福知山市
51	公立大学法人大阪	大阪府、大阪市
	大阪公立大学	
52	兵庫県公立大学法人	兵庫県
	兵庫県立大学	
	芸術文化観光専門職大学	
53	神戸市公立大学法人	神戸市
	神戸市外国語大学	
54	公立大学法人神戸市看護大学	
55	公立大学法人奈良県立医科大学	奈良県
56	公立大学法人奈良県立大学	
57	公立大学法人和歌山県立医科大学	和歌山県
58	公立大学法人公立鳥取環境大学	鳥取県、鳥取市
59	公立大学法人島根県立大学	島根県
60	公立大学法人岡山県立大学	岡山県
61	公立大学法人新見公立大学	新見市
62	広島県公立大学法人	広島県
	県立広島大学	
	叡啓大学	
63	公立大学法人広島市立大学	広島市

	法人名	設置団体
64	公立大学法人尾道市立大学	尾道市
65	公立大学法人福山市立大学	福山市
66	公立大学法人山口県立大学	山口県
67	公立大学法人下関市立大学	下関市
68	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学	山陽小野田市
69	公立大学法人周南公立大学	周南市
70	公立大学法人愛媛県立医療技術大学	愛媛県
71	高知県立公立大学法人	高知県
	高知県立大学	
	高知工科大学	
72	公立大学法人九州歯科大学	福岡県
73	公立大学法人福岡女子大学	
74	公立大学法人福岡県立大学	
75	公立大学法人北九州市立大学	北九州市
76	長崎県公立大学法人	長崎県
77	公立大学法人熊本県立大学	熊本県
78	公立大学法人大分県立看護科学大学	大分県
79	公立大学法人宮崎県立看護大学	宮崎県
80	公立大学法人宮崎公立大学	宮崎市
81	公立大学法人沖縄県立芸術大学	沖縄県
82	公立大学法人沖縄県立看護大学	
83	公立大学法人名桜大学	北部広域市町村圏事務組合
84	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	大分県

公立大学法人の出資対象

- 国立大学法人に係る制度・実績等を踏まえた上で、地方公共団体や公立大学法人のニーズに応じ、出資範囲を拡大している。

出資事業者の区分 (国立大学法人での適用対象・適用時期) (公立大学法人での適用対象・適用時期)	出資事業者の概要
①成果活用促進事業者 (R3～国立大学法人) (R3～全公立大学法人)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者との共同・委託研究の形で、大学の技術に関する研究の成果を実用化するために必要な研究を行う事業者 ・大学が民間事業者との共同・委託研究の形で行う、大学の技術に関する研究の成果を実用化するために必要な研究等を企画・あつせんする事業者
②特定大学技術移転事業者(承認TLO) (H16～国立大学法人) (H28～全公立大学法人)	大学における技術に関する研究成果を特許権の実施許諾等により民間事業者に移転する事業者
③特定研究成果活用支援事業者 (H26～国立大学法人) (—)	大学発ベンチャーに投資・支援等を行う認定ベンチャーキャピタル及び認定ファンド
④研究成果活用事業者 [H29～R3 指定国立大学法人] [R4～ 国立大学法人] (—)	大学の研究成果を活用したコンサルティング、研修・講習等を実施する事業者
⑤指定国立大学研究成果活用事業者 (R4～指定国立大学法人) (—)	大学の技術に関する研究成果の提供を受けて商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー
⑥教育研究施設管理等事業者 (R4～国立大学法人) (—)	大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進する事業を行う事業者

地方独立行政法人・公立大学法人に関する法改正時の対応

年月	主な制度概要・改正内容	法令上の対応
H16.4	地方独立行政法人制度の導入 対象業務は地方独立行政法人法第21条で規定 ・試験研究 ・大学の設置・管理 ・公営企業相当事業 ・社会福祉事業 等	「地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)」の新設
H25.6	地方独立行政法人の合併手続の整備 地方独立行政法人の不要財産の返納 地方独立行政法人の対象業務の追加(博物館等)	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)」(第三次分権一括法)による地方独立行政法人法の改正
H28.5	公立大学法人の長期借入規制緩和 公立大学法人の出資規制緩和 ※承認TLOへの出資を対象業務に追加 公立大学附属学校の設置規制緩和	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)」(第六次分権一括法)による地方独立行政法人法の改正
H29.6	地方独立行政法人の対象業務の追加(申請等関係事務) 業務評価方法見直し 監事の機能強化 等 ※国立大学法人法において特例がある部分は公立大学は国立大学の規定に倣う形で改正	「地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)」による地方独立行政法人法の改正
R1.6	公立大学法人の土地貸付規制緩和	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)」(第九次分権一括法)による地方独立行政法人法の改正
R2.6	試験研究を行う地方独立行政法人の出資規制緩和(新株予約権の取得及び保有) 公立大学法人以外の地方独立行政法人の土地等の貸付規制緩和	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)」(第十次分権一括法)による地方独立行政法人法の改正
R3.4	公立大学法人の出資制限の緩和 ※成果活用事業者(大学との共同・委託研究の形で大学の技術に関する研究の成果を実用化するために必要な研究を行う事業者及び企画・あっせんする事業者)への出資を対象業務に追加	「地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第11号)」
R5.6	公立大学法人の年度計画及び各事業年度にかかる業務の実績等に関する評価の廃止	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)」(第十三次分権一括法)による地方独立行政法人法の改正

今回の提案事項への対応について

国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。

なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。

国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。

出資事業者の区分	国立大学法人の根拠規定	公立大学法人の根拠規定
①成果活用促進事業者	国立大学法人法第22条第1項第8号 国立大学法人法施行令第3条第2項 第1号・第2号	地方独立行政法人法第21条第2号 地方独立行政法人法施行令第4条第2号
②特定大学技術移転事業者 (承認TLO)	国立大学法人法第22条第1項第8号 国立大学法人法施行令第3条第2項 第3号	地方独立行政法人法第21条第2号 地方独立行政法人法施行令第4条第1号
③特定研究成果活用支援事業者	国立大学法人法第22条第1項第9号 産業競争力強化法第21条	—
④研究成果活用事業者	国立大学法人法第22条第1項第7号 国立大学法人法施行令第3条第1項 各号	—
⑤指定国立大学研究成果活用事業者	国立大学法人法第34条の2	—
⑥教育研究施設管理等事業者	国立大学法人法第22条第1項第6号	—

公立大学法人の出資に関する法律

○地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)

(業務の範囲)

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

- 一 試験研究を行うこと及び当該試験研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるもの又は当該試験研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。
- 二 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。
- 三～七 略

国立大学法人の出資に関する法律

○国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)

(業務の範囲等)

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

- 一～五 略
- 六 当該国立大学法人から委託を受けて、当該国立大学法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この号、第二十九条第一項第五号及び第三十三条第一項において同じ。)の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、出資を行うこと。
- 七 当該国立大学における研究の成果を活用する事業(第三十四条の二第一項に規定する事業を除く。)であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。
- 八 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行うこと。
- 九 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- 十 略
- 2、3 略

(研究成果を活用する事業者への出資)

第三十四条の二 指定国立大学法人は、第二十二条第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を実施する者に対し、出資を行うことができる。

○産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)

(国立大学法人等の行う出資等業務)

第二十一条 国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。

公立大学法人の出資に関する政令

○地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)

(公立大学法人による出資の対象となる者が実施する事業の範囲)

第四条 法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。)が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業
- 二 次に掲げる活動により大学又は大学及び高等専門学校(イ及びロにおいて「大学等」という。)における技術に関する研究の成果の実用化を促進する事業
 - イ 当該大学等が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究等(当該大学等における研究又は当該大学等における技術に関する研究の成果の普及若しくは実用化をいう。)についての企画及びあっせん
 - ロ 当該大学等における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究の成果を実用化するために必要な研究開発

国立大学法人の出資に関する政令

○国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)

第三条 法第二十二条第一項第七号及び第二十九条第一項第六号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 当該国立大学又は大学共同利用機関(以下この条において「国立大学等」という。)における研究の成果の提供を受けて、他の事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該国立大学等における研究の成果の提供を受けて、他の事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業(当該国立大学等における研究の成果の提供を受けて研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。)
- 2 法第二十二条第一項第八号及び第二十九条第一項第七号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。
- 一 当該国立大学等における技術に関する研究の成果の提供を受けて当該成果を実用化するために必要な研究を行う事業であって、当該成果を実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて行うもの
 - 二 当該国立大学等が当該国立大学等における技術に関する研究の成果を普及し又は実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて当該成果を実用化するために必要な研究又は当該成果を普及し若しくは実用化することについての企画及びあっせんを行う事業
- 三 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。)が実施する同法第二条第一項の特定大学技術移転事業

公立大学法人による出資の範囲について

令和6年7月22日

文部科学省高等教育局

国立大学法人と公立大学法人の出資範囲の比較

■ 基本的な考え方

独立行政法人制度においては、出資業務は個別法で定めをおいた場合にのみ認めることとされており（「中央省庁等の改革の推進に関する方針」平成11年4月閣議決定）、国立大学法人法、地方独立行政法人法においても、これにならって根拠規定が置かれている。

これは、国民のニーズに対応していない業務が自己増殖的に増えることを防止するとともに、見込みの薄い出資により法人の財務基盤を害することのないようにする趣旨である。

公立大学法人の出資範囲については、国立大学法人法における制度改革を踏まえ、その実績や、設置団体である地方公共団体や公立大学法人のニーズに応じて対応がなされてきたところ。

■ 国立大学法人と公立大学法人の出資範囲の違い

	特定大学技術移転事業者 承認TLO	成果活用促進事業者 研究所・OI機構等	特定研究成果活用支援事業者 認定VC等	特定研究成果活用事業者 コンサル等	指定国立大学研究成果活用 事業者 大学発ベンチャー (商品開発等)	教育研究施設管理等 事業者
国立大学法人	○ 6/86 (平成16年度～)	○ 5/86 (令和3年度～)	○ 7/86 (平成26年度～)	○ 8/86 (令和4年度～)	△ 1/10 (令和4年度～)	○ 2/86 (令和4年度～)
公立大学法人	○ (平成28年度～)	○ (令和3年度～)	×	×	×	×

○:出資可 △:指定国立大学法人のみ出資可 ×:出資不可 記号横の数字は実績 () 囲いは対象事業者への出資が可能になった年
※ 大学共同利用機関4法人を含む

■ 国立大学法人の出資範囲の拡大に関する考え方

出資対象の追加は、出資対象業務に事業としての可能性が見込まれるだけの成熟性と、政策的見地から出資の対象とする必要性、事業の公共性などが認められることが必要。

(例) コンサルティングや研修・講習を行う事業者への出資について

平成29年: 指定国立大学法人に限定 ⇒ 令和4年: 全ての国立大学法人へ拡大

- ・平成29年度から大学の研究成果を普及・活用を促進し、大学の社会貢献機能を高めるため出資業務として追加。その対象としては、出資対象事業として実施するために必要な質の高い研究成果が大学内に豊富に存在することが想定される指定国立大学法人に限定
- ・令和3年度までに4法人において5社のコンサル等への出資が認可
- ・指定国立大学法人による先行実績を踏まえつつ、大学の有するシーズやノウハウの社会への還元をより一層促進すべく、令和4年度から対象を全国国立大学法人に拡大(令和6年3月末時点 8法人10社)

国立大学法人の出資の範囲

近年、国立大学法人等が保有する**研究成果や教育研究施設等の資源を社会に還元**するとともに、自ら投資を呼び込み、成長し続ける経営モデルを実現するための**規制緩和として、出資の範囲を拡大している**。（< > 囲いは対象事業者への出資が可能になった年）

I. 研究成果の活用

1. 成果活用促進事業者 <令和3年・政令改正> 【対象：全ての国立大学法人等】

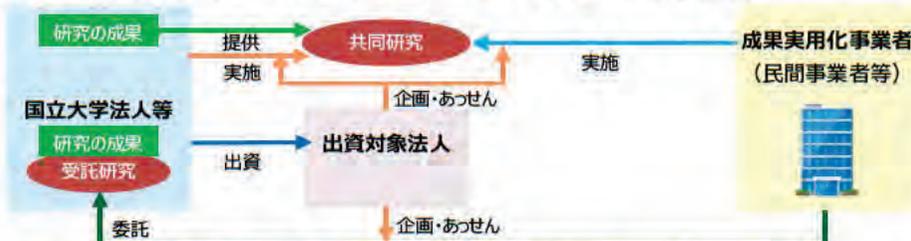
- **民間事業者との共同・委託研究**の形で、大学の技術に関する研究成果を実用化するために**必要な研究**を行う事業者

（例：大学が創出したシーズを元に企業等と共同研究を行う**研究所**）



- 大学が**民間事業者との共同・委託研究**の形で行う、大学の技術に関する研究成果を実用化するために必要な研究等を**企画・あっせん**する事業者

（例：大学の有するシーズと企業のニーズをマッチングする**O I 機構**）



2. 特定大学技術移転事業者（承認TLO）【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学における技術に関する研究成果を**特許権の実施許諾等**により民間事業者に移転する事業者

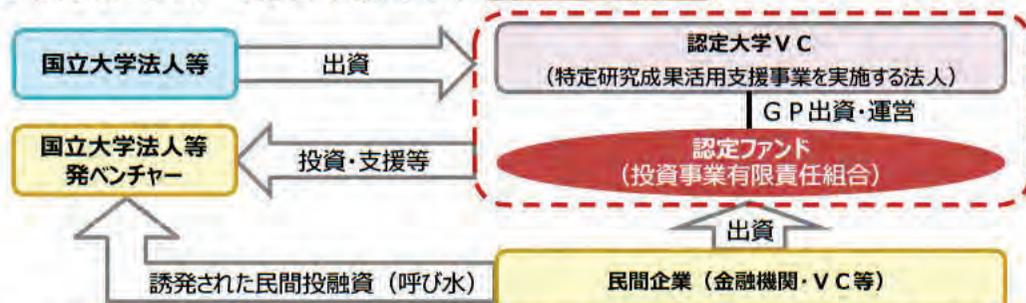


3. 特定研究成果活用支援事業者

【対象：全ての国立大学法人等】

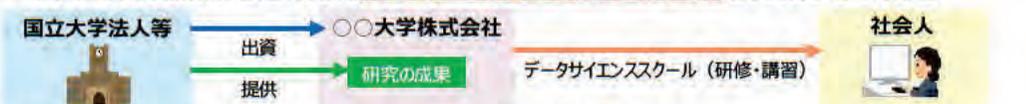
<令和4年・VC等認定指針・出資認可基準改正> (産業競争力強化法の公布は平成25年)

- 大学発ベンチャーに投資・支援等を行う**認定VC・ファンド**



4. 研究成果活用事業者 <令和4年・法律改正により拡大> 【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学の研究成果を活用した**コンサルティング、研修・講習等**を実施する事業者



5. 指定国立大学研究成果活用事業者 <令和4年・法律改正により新設> 【対象：指定国立大学法人】

- 大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、**商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー**



II. 教育研究施設の管理・利用促進

6. 教育研究施設管理等事業者 <令和4年・法律改正により新設> 【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、**教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進**する事業を行う事業者



成果活用促進事業者

研究所・OJ機構等

- ・筑波大学
- ・東北大学
- ・東海国立大学機構
(名古屋大学)
- ・浜松医科大学
- ・九州大学

特定大学技術移転事業者

承認TLO

- ・新潟大学
- ・東京大学
- ・京都大学
- ・和歌山大学
- ・神戸大学
- ・東北大学

特定研究成果活用支援事業者

認定VC等

- ・京都大学
- ・大阪大学
- ・東北大学
- ・東京大学
- ・金沢大学
- ・東京農工大学
- ・東京工業大学

研究成果活用事業者

コンサル等

- ・京都大学
- ・東京大学
- ・東北大学
- ・東京工業大学
- ・大阪大学
- ・東海国立大学機構
(名古屋大学)
- ・九州工業大学
- ・九州大学

指定国立大学研究成果活用事業者

大学発ベンチャー (商品開発等)

- ・東北大学

教育研究施設 管理等事業者

- ・東北大学
- ・東海国立大学機構
(名古屋大学)

今回の提案事項への対応について

- 今回の提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。
- なお、特定研究成果活用支援事業者に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。
- 指定国立大学研究成果活用事業者に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。

出資対象事業者の区分	国立大学法人の根拠規定	公立大学法人の根拠規定
成果活用促進事業者	国立大学法人法第22条第1項第8号 国立大学法人法施行令第3条第2項第1号・第2号	地方独立行政法人法第21条第2号 地方独立行政法人法施行令第4条第2号
特定大学技術移転事業者	国立大学法人法第22条第1項第8号 国立大学法人法施行令第3条第2項第3号	地方独立行政法人法第21条第2号 地方独立行政法人法施行令第4条第1号
特定研究成果活用支援事業者	国立大学法人法第22条第1項第9号 産業競争力強化法第21条	—
研究成果活用事業者	国立大学法人法第22条第1項第7号 国立大学法人法施行令第3条第1項各号	—
指定国立大学研究成果活用事業者	国立大学法人法第34条の2	—
教育研究施設管理等事業者	国立大学法人法第22条第1項第6号	—

參考資料

指定国立大学法人制度について

1. 制度の趣旨

平成29年4月、国立大学法人法の改正により、我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができる制度を創設。

2. 指定国立大学法人とは

<指定の条件>

指定国立大学法人は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していく必要があるため、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、既に国内最高水準に位置していることを申請の要件として設定。

以下の項目を申請に当たって確認

【研究力】

- ・科学研究費助成事業の新規採択件数
- ・トップ10%論文の状況

【社会との連携】

- ・受託・共同研究収益の割合
- ・寄附金収益の割合
- ・特許権実施等収入の割合
- ・大学発ベンチャー設立数の割合（第4期～）

【国際協働】

- ・国際共著論文比率
- ・留学生及び日本人派遣学生の割合（学部・大学院）
- ・外国人教員割合（第4期～）

<指定国立大学法人に関する特例>

- 出資対象範囲の拡大※（大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用して商品等の開発・提供を行う事業者）への出資）
- 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮
- 余裕金の運用の認定特例（文部科学大臣の認定不要）
- 理事を2名まで増員可

※大学の研究成果を活用したコンサルティング会社等への出資については、令和4年4月より全国国立大学法人に対象を拡大

3. 指定の状況

指定国立大学法人の審査は、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会（国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会指定国立大学法人部会）が書面審査、ヒアリング審査及び現地視察を実施。文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴いて指定。

【第3期指定について】

- 国立大学法人東北大学（平成29年6月30日指定）
- 国立大学法人東京大学（平成29年6月30日指定）
- 国立大学法人京都大学（平成29年6月30日指定）
- 国立大学法人東京工業大学（平成30年3月20日指定）
- 国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学（平成30年3月20日指定）
- 国立大学法人大阪大学（平成30年10月23日指定）
- 国立大学法人一橋大学（令和元年9月5日指定）

【第4期指定について】

- 国立大学法人筑波大学（令和2年10月15日指定）
- 国立大学法人東京医科歯科大学（令和2年10月15日指定）
- 国立大学法人九州大学（令和3年11月22日指定）

家畜伝染病予防法における殺処分の考え方

○殺処分に対する基本的考え方（家畜伝染病予防法第16条、第17条）

- 家畜伝染病にかかった家畜は、その体内に多量の病原体を保有し、生存期間中にその病原体を周囲に拡散させること等により、家畜伝染病のまん延の原因となる。
- 家畜伝染病が発生した場合には、**患畜等を殺処分することによりその感染源を断ち、病原体の根絶を図ることがまん延防止のために有効かつ効果的であり、治療法がない場合には、殺処分が唯一の効果的な措置となる。**

（※）患畜：家畜伝染病にかかっている家畜、疑似患畜：患畜となるおそれがある家畜

財産権の侵害に当たる可能性があることから、殺処分の対象は慎重に判断する必要

家畜伝染病予防法では、

- 殺処分の対象を家畜に限定
- 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱及び高病原性鳥インフルエンザといった、家畜伝染病の中でも特に伝播力が強く、病原性が高い疾病であり、ひとたびこれらの疾病が発生した場合には、その急速なまん延により家畜に甚大な被害が生じ、ひいては国内の畜産業に重大な影響を与えるおそれがある疾病の患畜及び疑似患畜の所有者に、と殺の義務（法第16条）
- 上記以外で、法で定める患畜及び疑似患畜について、都道府県知事が必要と認めた場合に家畜の所有者に殺処分を命令できる（法第17条）

法第17条に基づく殺処分の際には、

- 疾病の種類・性質、発生状況、患畜発見の遅速、予防注射の実施状況、飼養状況等を総合的に勘案し、**まん延を防止するため殺処分することが必要と考えられる場合に限定して発動すべき**
- **隔離、治療等によりそのまん延を防止するための措置が十分に講じられていると認められる場合は発動すべきではない**

家畜伝染病予防法に基づく防疫措置について

現行

- 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）では、家畜伝染病のまん延防止に必要なやむを得ない措置として殺処分をもとめる場合は、対象を家畜に限定
- まん延防止の観点から、家畜以外の動物で鳥インフルエンザ等の伝染性疾病が確認された場合、消毒及び通行制限、注射・投薬等の防疫措置を行うことが可能

提案事項

- 家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること

【求める措置の具体的内容】

同法第5条第3項により検査を実施した家畜以外の飼養動物（高病原性鳥インフルエンザの場合であれば、飼養鳥）について、家畜伝染病のまん延防止のため必要がある時（隔離等の適切な飼養管理ができない、と家畜防疫員が判断した時）は、殺処分等防疫措置に係る命令を可能とする規定を新設すること。

提案に対する考え方

- 家伝法は畜産振興のため、家畜伝染病のまん延防止に必要なやむを得ない措置として、**家畜に限定して**殺処分をもとめている。
- 一方で、動物園の飼養鳥等は、恒常的な出荷・導入といった**流通はなく**、一般的に**個体毎に管理**されていると考えられ、その飼養形態を踏まえると、動物園の飼養鳥等から**家畜伝染病がまん延する可能性は低い**と考えられ、**殺処分という財産権の制約を伴う措置を求める必要性が低い**。
- また、家畜以外の動物が鳥インフルエンザ等の伝染性疾病にかかっていることが発見され、**家畜にまん延するおそれが高い場合**や**まん延による当該病原体の拡散を防止する必要がある**ときは、現行の家伝法においても、場所・モノ・車両等の**消毒及び通行制限**（第10条、第25条の2）、**注射・投薬**（第31条）等の防疫措置を行うことは可能であり、**殺処분을求めずとも、家畜以外の動物に起因する家畜伝染病のまん延を防ぐことは可能**。
- 仮に、飼養動物から家畜伝染病がまん延する可能性が高いと考え、家畜防疫員の判断で殺処分可能との規定を新設するであれば、所有者には、家畜伝染病の発生予防・まん延防止措置のため、同法に定める飼養の報告、飼養衛生管理基準遵守、患畜等の通報等が求められ、これらの指導等も必要と考えており、実効性の観点からも極めて困難。

(参考) 家畜伝染病予防法における家畜の定義

伝染性疾病的種類	家畜の種類	伝染性疾病的種類	家畜の種類
牛疫	牛、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし	鼻疽	馬
牛肺疫	牛、水牛、鹿	馬伝染性貧血	馬
口蹄疫	牛、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし	アフリカ馬疫	馬
流行性脳炎	牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし	小反芻獣疫	めん羊、山羊、鹿
狂犬病	牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし	豚熱	豚、いのしし
水疱性口内炎	牛、馬、豚、水牛、鹿、いのしし	アフリカ豚熱	豚、いのしし
リフトバレー熱	牛、めん羊、山羊、水牛、鹿	豚水疱病	豚、いのしし
炭疽	牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし	家きんコレラ	鶏、あひる、うずら、七面鳥
出血性敗血症	牛、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし	高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
ブルセラ症	牛、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし	低病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
結核	牛、山羊、水牛、鹿	ニューカッスル病※2	鶏、あひる、うずら、七面鳥
ヨーネ病	牛、めん羊、山羊、水牛、鹿	家きんサルモネラ症※1	鶏、あひる、うずら、七面鳥
ピロプラズマ症※1	牛、馬、水牛、鹿	腐疽病	蜜蜂
アナプラズマ症※1	牛、水牛、鹿		
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊、山羊、水牛、鹿		

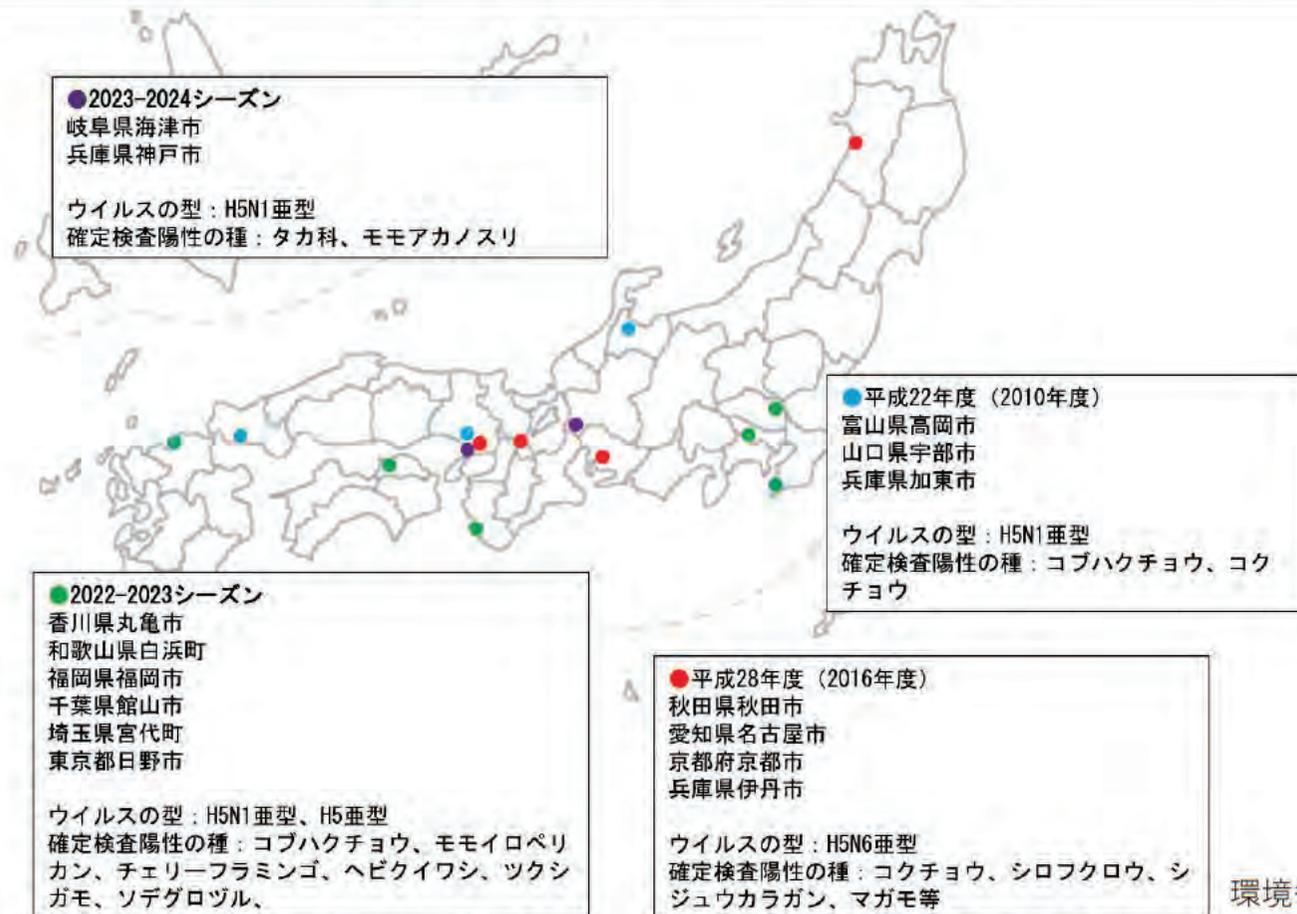
赤字は患畜伝染病予防法施行令に定められた家畜

※1 農林水産省令で定める病原体によるものに限る。

※2 病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。

(参考) 我が国における動物園等における高病原性鳥インフルエンザの発生事例

- ・平成22年度 動物園等において高病原性鳥インフルエンザ発生を初めて確認（3施設）
- ・平成24年度 「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応方針」策定（環境省）
- ・平成28年度 動物園等において発生を確認（4施設）
- ・平成29年度 「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応方針」改訂
- ・2022-2023シーズン 動物園等において発生を確認（6施設）
- ・令和5年度 「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応方針」改訂
- ・2022-2023シーズン 動物園等において発生を確認（2施設）



環境省HPより

(参考) 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく対応

「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（令和5年10月12日）」より抜粋

高病原性鳥インフルエンザに「感染した飼養鳥」の取扱い

- 「感染した飼養鳥」又は「感染疑い飼養鳥」の殺処分若しくは治療の判断は、隔離が可能で十分な治療体制を確保できるか検討し、治療を行うことは感染拡大のリスクが否定できない行為であることを十分に理解した上で、担当獣医師の所見を踏まえ、展示施設の管理者が判断する。
- 判断にあたっては、検査方法（簡易検査、遺伝子検査）や検査時期によって、得られる結果を理解し、感染個体や感染個体と同所で飼養していた個体が感染からどの程度経過しているかも考慮の上、下記の「殺処分」及び「治療」を参考とすること。

殺処分と治療の考え方

<殺処分>

- 感染拡大防止の観点から、飼養方法や施設設備、個体数等の理由により、治療に向けた十分な隔離飼養が行えない
- 動物の福祉的観点から、感染した個体が衰弱しており回復が期待できない
- 治療を行うに際し必要な感染防御を行いつつ、投薬を行う人員や時間が確保できない場合等

<治療>

- 適切な隔離が可能で感染拡大防止措置がとれる場合等

隔離飼養の考え方

- 「隔離飼養」とは、他個体とは別の部屋での飼養又は感染が疑われる個体専用のケージで、「個体毎」又は「群れ（複数個体）」に飼養を行うことを示す
- 「隔離飼養」をする場合、「ウイルスを封じ込めること」が最も重要であり、下記の対策を行うこと。

【対策事項】

- ① 野鳥（排泄物を含む）と接触させない
- ② 小動物（哺乳類）と接触させない
- ③ 感染が疑われる飼養鳥が使用した水を外部に出さない（消毒後排水する）
- ④ 飼養者は、隔離範囲毎に専用の上着や衣服、靴、手袋等を着用する（参考9参照）
- ⑤ 機器や物品を共有しない（共有せざるをえない機器等については適切に消毒する）
- ⑥ 羽や排泄物等が飛散しないよう適切に処理する

(参考) 高病原性鳥インフルエンザとは

(1) 原因 (病原体)

国際獣疫事務局 (WOAH) が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定された A 型インフルエンザウイルス

元気消失

(2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥



(3) 症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色 (紫色)、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

(4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3、4、5年度に発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。